

千歳市太陽光発電設備の設置等に関する ガイドライン(素案)の概要

第 1 条 目的（P 1）

この条文では、本ガイドラインの目的として、資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を補完するものとして、市内で太陽光発電設備を設置する者が、地域住民等の理解のもと適切に設置・管理し、自然環境との調和が図られた事業とすることを定めております。

第 2 条 定義（P 1）

この条文では、用語の定義について定めております。

1. 太陽光発電設備

太陽光を電気に変換する設備（土地に自立して設置するものに限る）であり、これに附属する蓄電池やパワーコンディショナー、その他付属設備も含む。

2. 太陽光発電設備設置事業

太陽光発電設備を設置する事業。

3. 事業者

太陽光発電設備を設置する者及び太陽光発電設備の譲渡・承継を受けた者。

4. 事業区域

太陽光発電設備を設置するための土地（一体として使用が認められる土地も含む）。

5. 地域住民等

事業区域の近隣の土地若しくは家屋の所有者、居住者又は使用者及び事業区域に関係する自治会等。

第 3 条 適用対象（P 1）

この条文では、適用する対象について定めております。

再生可能エネルギー電気利用の促進に関する特別措置法第 9 条の認定にかかわらず、事業区域内の土地へ自立して設置する太陽光発電設備であって、出力の合計が 10 キロワット以上のものとし、以下の太陽光発電設備は対象外。

1. 建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するもの
2. 事業所等に併設され、主として自己消費を目的とするもの

第 4 条 対象区域（P 1）

この条文では、対象区域について市内全域とすることを定めております。

第5条 法令に基づく手続き等（P 1～P 2）

この条文では、法令等に基づく手続きについて定めております。

手続きの内容

太陽光発電設備を設置する際、別表1に掲げる法規制等の対象となる行為に該当する場合は、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談及び協議を行い、必要な手続等を行う。

また、事業区域の全部又は一部が別表2に掲げるエリアに該当する場合は、関係法令等の規制の有無にかかわらず、当該計画が周辺の生活環境等へ及ぼす影響を十分に考慮し、計画の中止を含め、抜本的な見直しを検討。

第6条 市の責務（P 2）

この条文では、ガイドラインにおける市の責務について定めております。

市の責務

このガイドラインの適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとしています。

第7条 事業者の責務（P 2）

この条文では、ガイドラインにおける事業者の責務について定めております。

事業者の責務

1. 法令及びガイドライン遵守

・関係法令及びこのガイドラインを遵守し、災害防止、環境・景観の保全、市民の安全・安心に十分配慮し、地域住民等の理解を得られるよう努めるものとする。

2. 安全対策及び事故対応

・事故等の防止に必要な安全対策及び事故等が発生した場合の対応体制を整備するものとする。

3. 周辺環境および景観との調和の配慮

・環境省が定める「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づき、周辺環境および景観との調和に十分配慮するものとする。

第8条 太陽光発電設備設置事業の実施にあたり

遵守すべき事項等（P 2）

この条文では、事業者が太陽光発電設備設置事業を行う際に、災害防止、環境・景観保全、市民の安全・安心の確保に関して十分な配慮を行うよう求めています。また、法定耐用年数に基づく事業計画期間を明確にし、その期間を通じて設備を安全に維持管理するとともに、防災、生活環境、景観、生物多様性の保全に関する具体的な遵守事項を定めています。

遵守すべき事項等

（1）防災及び安全への配慮

・盛土、切土、崖地、軟弱地盤、湧水、土砂災害、排水施設など、土地の条件や周辺環境を十分に調査し、必要な防災対策を講ずること。

（2）生活環境への配慮

・騒音、振動、雑草、反射光、景観阻害、不法投棄など、地域住民等の生活環境へ十分に配慮し、影響を最小限に抑えるよう配慮すること。

- ・火災防止対策や工事中の安全対策についても、関係法令及び各種技術基準に基づき適切な対策を講ずること。

(3) 景観への配慮

- ・地形や既存樹木を可能な限り活用し、フェンス、植栽、設備配置、色彩などについて工夫を行い、周辺景観との調和に配慮すること。

(4) 自然環境への配慮

- ・周辺における動植物の生息・生育環境を事前に把握し、生物多様性への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めること。
- ・公園、自然歩道、眺望地点等、自然と触れ合う場への影響についても十分配慮し、地域の自然環境及び利用環境を損なわないよう計画すること。

第9条 住民説明会等の実施（P 2）

この条文では、太陽光発電施設設置事業において、地域住民等への住民説明会等に関する事項を定めたものであり、住民説明会等の実施時期、方法、報告書の内容、地域住民等からの質問や要望への対応方針及び計画変更時の追加説明の義務について定めております。

住民説明会等の実施

1. 住民説明会等の実施

事業者は、事業計画の概要が明らかとなった段階で、地域住民等に対し住民説明会等を実施し、開催日の21日前までに次の資料を市長へ提出する。

- (1) 事業計画が分かる資料
- (2) 事業に係る関係法令手続状況報告書
- (3) 地域住民等聞き取り調査報告書

2. 住民説明会等の周知

開催日時と場所を決め、開催の14日間前までに地域住民等へ周知する。

3. 住民からの要望や意見への対応

住民説明会等で出された要望・意見に対して、十分な理解が得られるよう適切に対応する。

4. 住民説明会等実施の報告

事業者は、住民説明会等の実施後、地域住民等説明会報告書を市長へ提出する。

5. 計画変更時の説明

事業者は、説明会後に事業計画に変更が生じた場合、変更内容について住民説明会等を実施する。ただし、以下の場合は除く。

- (1) 太陽光発電設備の出力の減小
- (2) 事業区域面積の縮小
- (3) その他市長が軽微な変更と認めるもの

第 10 条 事前協議（P 3）

この条文では、事業者が太陽光発電設備設置事業を実施する際、事前に市長との協議を行い、その手続きや提出書類及び計画変更時の手続きについて定めております。

事前協議と手続き

1. 事前協議申請

事業者は工事着手予定日の 30 日前までに、次の書類を市長に提出する。

- (1) 事前協議申出書
- (2) 事業計画書
- (3) 地域住民等説明会報告書
- (4) 太陽光発電設備の解体・撤去・原状回復費用に関する積立計画書
- (5) 太陽光発電事業に係る関係法令手続状況報告書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2. 内容変更時の手続き

事前協議済みの計画内容を変更する場合は、「事前協議変更申出書」を提出し、変更内容を明記した必要書類を添付して市長と再協議を行う。

第 11 条 太陽光発電設備設置事業の公表（P 3）

この条文では、市長が事業計画の確認後、太陽光発電設備設置事業に関する情報の透明性確保と地域住民等への情報提供を目的として必要な事項を公表することについて定めております。

公表する事項

市長は以下の内容を公表します。

- 1. 事業者名
- 2. 事業区域所在地
- 3. 発電出力
- 4. 工事着手予定時期
- 5. 事業内容
- 6. その他市長が必要と認める事項

第 12 条 工事に係る手続き等（P 3～P 4）

この条文では、事業者が事前協議の確認後、工事の着手前に、工事内容等について地域住民等へ改めて住民説明会等を実施することとし、住民説明会等の実施後に地域住民等説明会報告書を提出するよう定めております。

また、市長に対して工事着手および工事完了を報告する義務や、進捗状況に関する報告・調査に関する規定を定めております。

第 13 条 標識の設置（P 4）

この条文では、事業者は、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に基づき、発電に関する設備や事業者名、点検責任者等を記載した標識を設置し、事業区域内において地域住民等が容易に確認できる場所に掲示するよう定めております。

- ・ **事業計画策定ガイドラインの準拠**
資源エネルギー庁が定めたガイドラインに従った標識を掲示する。
- ・ **掲示場所**
地域住民等が簡単に確認できる場所に掲示する。

第 14 条 太陽光発電設備設置後の適切な維持管理等（P 4）

この条文では、事業者が太陽光発電設備の設置後に適切な維持管理を行う義務について、災害や機器故障が発生した際の迅速な対応、地域住民等や周辺環境への配慮など具体的な事項を定めております。

設置後の維持管理義務

- （1） 地域住民等との良好な関係を維持するとともに、苦情等が生じた場合は、迅速かつ誠実に対応すること。
- （2） 太陽光発電設備及び事業区域について定期的な点検及び保守管理を実施し、設備の異常、雑草の繁茂その他管理上の問題が確認された場合には、速やかに必要な措置を講ずること。
- （3） 落雷、洪水、台風、竜巻、積雪、地震その他の災害発生後は、速やかに現地を確認し、設備の異常その他安全上支障があると認められる場合は、必要な対策を講ずること。

第 15 条 太陽光発電設備設置事業の撤去費用・変更・廃止（P 4）

この条文では、事業者は撤去費用について積立計画に基づき適切に確保するものとし、事業廃止時には撤去・廃棄を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」、環境省のガイドラインに従い適正に実施することを求めています。

また、市長は、事業期間中に必要があると認めた場合、維持管理状況の報告、事業区域への立ち入り（所有者の許可を得て）を求めることができると定めております。

- ・ 解体・撤去・原状回復費用を積立計画書に基づき確保。
- ・ 廃止や変更がある場合の届出義務（変更・廃止日の 30 日前まで）。
- ・ 関係法令及び太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインに基づく適正な処理。

第 16 条 譲渡に関する事前届出（P 4）

この条文では、事業者が太陽光発電設備を他者に譲渡する際に必要な事前届出について定めており、譲渡の透明性と譲受人による適切な設置・管理を確保するため、以下の届出を定めております。

また、太陽光発電設備の譲渡に際し、事前の届出を通じて、設備譲渡後もガイドラインに基づいた安全な事業運営を継続する仕組みとしております。

譲渡の事前届出

事業者は、設備を譲渡する場合、譲渡日 60 日前までに以下の書類を市長に提出する。

- ・ 太陽光発電設備譲渡届出書
- ・ ガイドライン遵守誓約書（譲受人による設備の設置・管理に関する誓約書）

第 17 条 報告（P 4）

この条文では、市長がガイドラインの適正な施行を確保するため、必要に応じて事業者に対して追加的な報告を求めることができる旨を定めております。

第 18 条 補足（P 4）

この条文では、本ガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定めることとし、また、社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うことができるとしております。

附則 施行期日等（P 5）

附則では、本ガイドラインの施行日や適用条件について定めており、令和 9 年 1 月 1 日から施行され、その日以降に工事を着手する太陽光発電設備設置事業に適用されます。一方、施行日前に既に工事に着手している事業者には一部の規定が適用されないものの、住民説明会等の開催時には報告書の提出が求められると定めております。

主要事項

1. 施行期日

- ・本ガイドラインは令和 9 年 1 月 1 日から施行。
- ・この日以降に工事に着手する太陽光発電設備設置事業が対象となる。

2. 施行日前に工事着手済みの事業者

- ・既に工事を進めている事業者は、以下の事項を適用とする。
第 8 条（太陽光発電設備設置事業の実施に当たり遵守すべき事項等）
第 14 条（太陽光発電設備設置後の適切な維持管理等）

3. 住民説明会等開催時の対応

- ・工事着手済みの発電設備でも住民説明会等を開催した場合は、「地域住民等説明会報告書」を作成し、速やかに市長に報告する。